

弊社製品用の旧規格送信機(ラジコン・パルコン)をご使用の皆様へ

電波法改正に伴う旧規格送信機 使用不可のお知らせ

平素は弊社製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

2005年12月1日に、総務省が定める携帯電話などの電波強度等に関する規則の改正(「無線設備のスプリアス発射強度の許容値に係る技術基準の改正」)が施行されております。

本規則改正に伴い、旧規格(特定小電力タイプ)の送信機が2022年12月1日以降はご使用いただけなくなります。

つきましては、旧規格品の送信機をご使用のお客様にはご迷惑おかけしますが、適合品への買い替え等のご検討をお願い申し上げます。

何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

△ 2020年11月2日 A版追記 : 2, 3 ページ目。パルコン4ch・6ch の一部が2022 年以降も継続使用可能になりました。

1. コンクリートポンプ車用ラジコン 旧規格品送信機について(特定小電力タイプ)

2022年12月1日以降 **使用不可**となる対象の旧規格品送信機

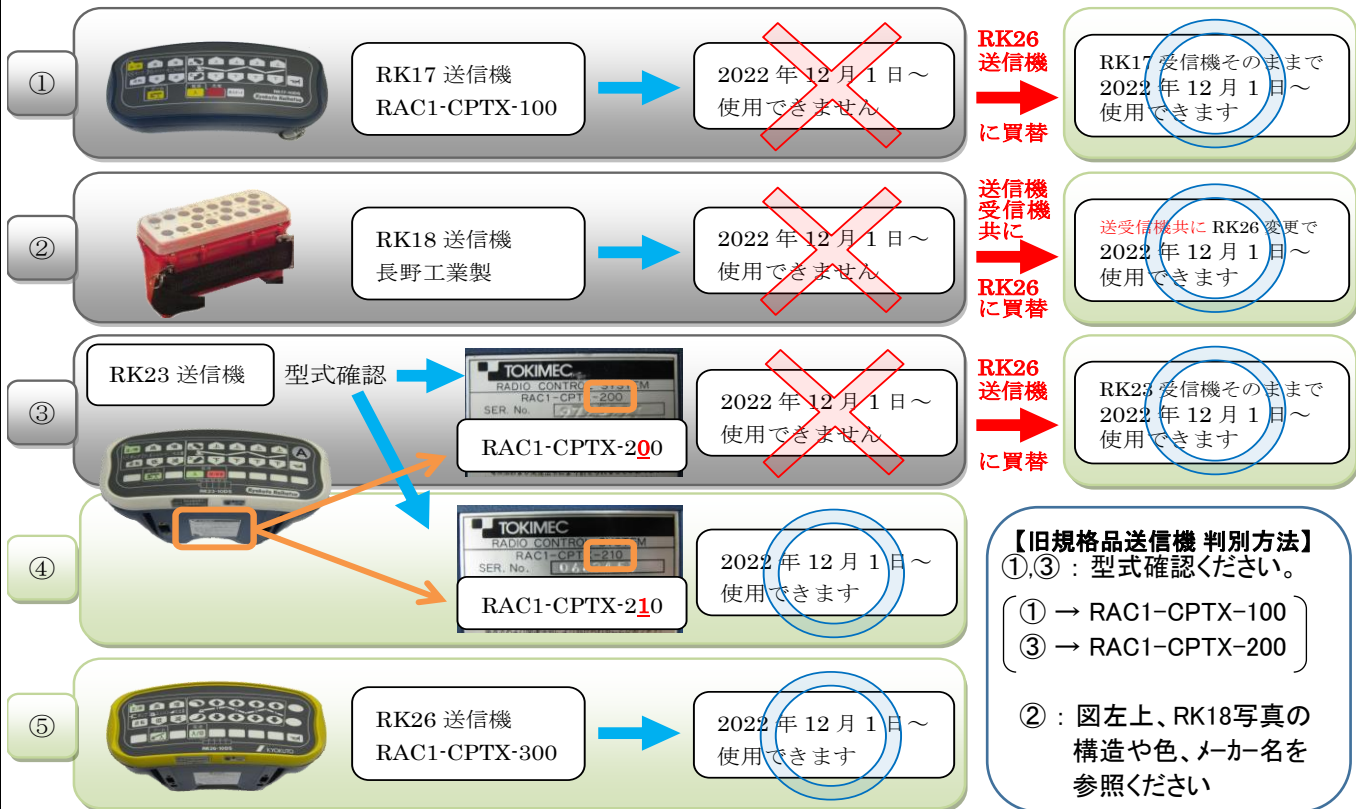
①RK17 送信機 型式RAC1-CPTX-100

②RK18 送信機

③RK23 送信機 型式RAC1-CPTX-200

(RK16につきましては、微弱電波式のため対象外になります)

旧規格(特定小電力タイプ)の送信機を使用期限を越えて使用された場合、電波法違反となり、罰則・罰金(1年以下の懲役又は、100万円以下の罰金)の対象となります。



※ 旧規格品(RK17、RK18、RK23送信機)は、RK26送信機への機種変更となった2011年8月まで製造されております。その為、**2011年8月**以前に製造された全てのコンクリートポンプ車付ラジコンに、確認が必要となります。該当する場合は、お手数ですがラジコンの機種及び型式をご確認ください。

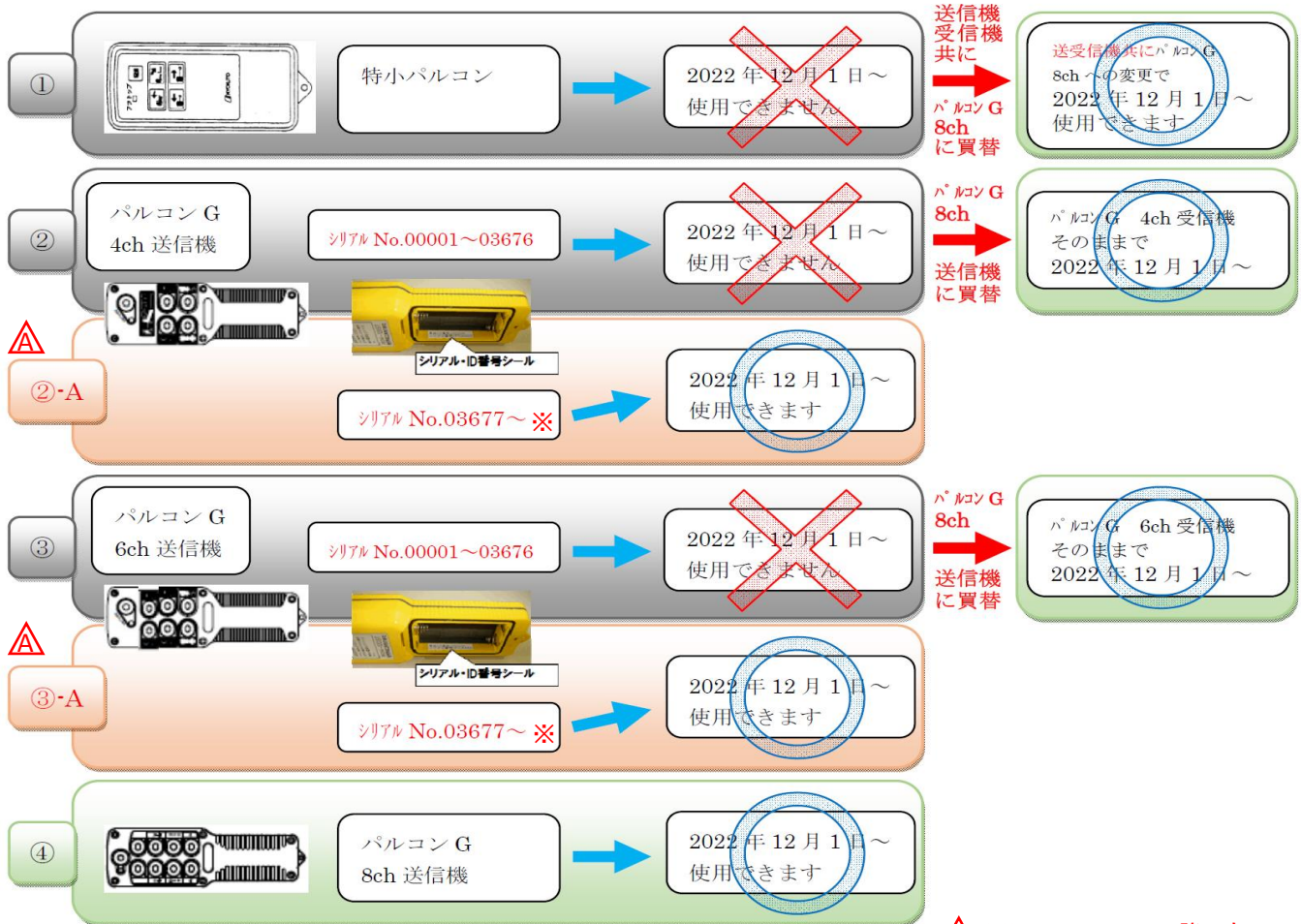
2. フラットトップ、塵芥車、タンクローリ用パソコン^(※) 4チャンネル・6チャンネル送信機

旧規格品送信機について(特定小電カタイプ)

(※) 弊社ラジコン送信機の商品名 (除 コンクリートポンプ車)

2022年12月1日以降**使用不可**となる対象の旧規格品送信機

- ① 特小パソコン (電源を除きボタン4個。外観は下図①参照) ▲
- ② パソコンG 4チャンネル送信機 シリアルNo.00001~03676 (電源を除きボタン4個。外観は下図②参照)
- ③ パソコンG 6チャンネル送信機 シリアルNo.00001~03676 (電源を除きボタン6個。外観は下図③参照)



▲ ※シリアルNo.03677以降のものは対象外。(継続使用可能)

【フラットトップ】使用不可となるパソコンが搭載された対象車両・製作期間

パソコン名称	パソコンを搭載した車両の情報		▲備考
	型式	製作時期	
特小パソコン (注、オプション)	JN※※-40, 41	~2002年3月	-
	JN※※-42, 43	~2004年5月	
パソコンG 4チャンネル送信機	JN※※-42	~2008年7月	シリアルNo.03677以降のものは対象外。 (継続使用可能)
	JN※※-43	~2010年5月	
パソコンG 6チャンネル送信機	JN※※-44	2008年6月~2010年4月	
	JN※※-45	2005年11月~2010年5月	

(注) 旧機種フラットトップは、オプションとして特小パソコンを販売 (ホデー動作の操作用)。後の新機種で、パソコンGが標準設定となりました。その為、特小パソコンが搭載されていない旧機種の車両もございます。

【塵芥車】使用不可となるパルコンが搭載された対象車両・製作期間

パルコン名称	パルコンを搭載した車両の情報		△備考
	型式	製作時期	
パルコンG 6チャンネル送信機 (注, オプション)	GB※※-26	2007年9月～2011年12月	シリアルNo.03677以降 のものは対象外。 (継続使用可能)
	GB※※-27	2011年12月～2017年9月	
	GB※※-83	2008年1月～2014年11月	
	GB※※-831	2017年5月	

(注) 塵芥車用パルコンは、塵芥車のオプションとして販売。(テールゲート開閉など排出動作の操作用)
その為、パルコンが搭載されていない車両もございます。

【タンクローリ】使用不可となるパルコンが搭載された対象車両・製作期間


パルコン名称	パルコンを搭載した車両の情報		△備考
	型式	製作時期	
パルコンG 4チャンネル送信機 (注, オプション)	LS※※-30	2004年4月～2013年10月	シリアルNo.03677以降 のものは対象外。 (継続使用可能)

(注) タンクローリ用パルコンは、タンクローリのオプションとして販売。(ホースリール巻取り装置の操作用)
その為、パルコンが搭載されていない車両もございます。

3. フックロール及びパワーゲート車用パルコン 送信機について

新規格(特定小電力)品のため、対象外になります。

4. 総務省電波利用ホームページへのリンク

電波法改正について、詳しくは総務省電波利用ホームページをご参照ください 
(URL : <https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/others/spurious/files/newpfrt.pdf>)

以上